

基幹相談支援センター設置市の相談支援体制（他市視察結果）

○狭山市

障害のある方の相談支援を総合的・一元的に行うべく、平成24年10月に開所した。相談を受ける相談員は、市から委託を受けている市内3か所の相談員が日替わりで相談を行っている（常勤3名）。地域の相談支援事業所の人材育成のための研修会や、月に3回処遇困難ケースへの取り組み、月に1回個別ケース検討会議（スーパービジョン）を開催している。

○国分寺市

市内の相談支援の充実、相談支援体制の強化を図るため、平成24年4月に開設された。市内の相談支援事業所や行政との連携を行う。また、相談支援事業所の人材育成を図るべく、各種研修会等を行っている。

○武蔵野市

障害福祉サービスにつながっている市民からの相談は、指定特定相談支援事業所が担い、まだ、サービス利用に至っていない市民については、指定特定相談支援事業所をサポートしつつ、地域の相談拠点として地域活動センターが担う。複合的な課題を抱える市民の総合的、専門的相談及び支援関係事業所に対するスーパーバイズ機能は、基幹相談支援センターが担っている。

○調布市

障害所管に相談支援事業所と基幹相談支援事業所を設置している（直営型）。また、市役所以外に、各障害分野に特化した相談支援事業所（委託）が5か所あり、日々連携・連絡調整を行っている。設置したことで、相談支援事業所間の連携強化や研修等による相談支援専門員の資質向上、地域課題の集約ができるように平成24年4月に開設した。